

市報 まえばし

第3種郵便物認可 昭和35年7月14日
No. 360号 毎月1日・15日発行

農政部長に田村猛氏
市では八月一日で、次のとおり免令しました。
農政部長 田村猛(前農林省技
術課長)
企画室長(兼務) 藤井精一(総務部長)
企画室長(兼務) 石川頼母(社教課長)
企画室長(兼務) 渡谷国忠
企画室長(兼務) 今成磯吉(助役)
企画室長(兼務) 塩原三郎(短大教授)

高い回答率を示した

第五回市政調査

市民の声を広く反映

道路問題がやはり圧倒的

市では、みなさんの声を聞く一つの手段として、アンケートによる市政調査を毎年実施してまいりますが、本年四月実施した調査が、このほど結果をお知らせいたします。なお、この調査は市内全世帯のうちから、無作為抽出法により、1000人を呼びおりました。

▽回答者の内訳

- 一、性別
男 四三八 女 四三八
- 二、職業別
勤め人 二二五 商業 二二二
工業 三三 農業 六三
製造業 一四 医師 三
運輸業 四 自由業 一九
無職 五一 不明 四三
- 三、年齢別
20代 三六 30代 一一三
40代 一一五 50代 八六
60代 六〇 70代 三三
不明 四三

よく読まれる広報紙

配布の遅れをなくそう

問① あなたは、この一年間、何回くらい市役所に行きましたか。
回答 人 %
いったことがない 四七 10.7
一〜五回 二二六 48.5
六〜十回 一一七 25.1
十一〜二十回 五一 10.9
二十一回以上 一五 5.3

問② あなたは、この一年間、市役所へ市民が出入りする回数が多いか、少ないか、この結果に示されています。

回答 人 %
多い 二〇四 44.4
普通 二〇四 44.4
少ない 一〇二 22.2

問③ 三月十五日発行した「まえばし」は、いつお読みになりましたか。
回答 人 %
発行後一週間以内 四四八 98.9
一週間以上 一五 5.4
読んだことがない 一〇 2.2



上野国府の発掘調査

上野(こうずけ)国府跡の調査はすでに昭和36年から行なわれてきましたが、本年は、特に国、県、市の補助を受けて、大いに発掘を行いました。すなわち、「上野国府跡発掘調査団」の手によって7月21日から8月10日までの21日間、大友地内を発掘しました。その結果深さ約4分の井戸跡、直径約30分の建物の柱跡が7つ、東西に走る幅約80分深さ約70分の排水溝と思われるもの2つ、それに幅5分深さ3分の堀跡(東西に走るものと南北に走るものとを考えた)、土器として土師器(はじき)須恵器等の破片がたくさん発見されました。これらによってただちに上野国府の正庁跡と、断定するわけにはまいりませんが、今後の研究には大いに期待すべきものがあります。

親しまれる公園

市民会館・博物館等の開設を希望

問④ 次のものは、市の重要な施設ですが、ごらんにどう感じられますか。
回答 人 %
前橋公園 三〇八件 66.0
駅前噴水塔 二七〇件 57.9
敷島公園 二五二件 54.0
中央公民館 二二七件 46.5
水道会館 二〇八件 44.6
市民ホール 一九九件 41.2
児童遊園 一八六件 39.9
消防会館 一四三件 30.6
市立図書館 一三二件 28.4
浄水場 一一九件 25.6
工業団地 一一〇件 23.6
産業人スポーツセンター 八五件 18.2
公民館 七八件 16.7
市立工業短大 七六件 16.3
食肉処理場 六〇件 12.8
下水処理場 五五件 11.1
軽装老人ホーム(寿楽園) 三三件 6.8
農機具・植物病害センター 二二件 2.5

深まった住居表示への認識

問⑤ いまあなたが、市に作ってほしいと思う施設が何か。
回答 人 %
市民会館・博物館等の開設を希望 三〇四 65.3
記入なし 一一一 23.7
知らない 一一一 23.7
五二 11.1

積極的な意見

問⑥ あなたは市に対して、何か希望があるか。
回答 人 %
持っている 二〇九 44.8
持っているが、一時的に 一九九 25.6
持っていない 一三八 29.6
記入なし 一〇二 22.2

今後の調査にも

問⑦ この市政調査について、あなたのご意見が何か。
回答 人 %
「持っている」との回答のうち、主なものがある。 二五五 33.3
「持っていない」との回答のうち、主なものがある。 二〇 45.0
「持っているが、一時的に」との回答のうち、主なものがある。 一〇一 21.7

選挙人名簿の縦覧

八月二十六日〜九月九日
公職選挙法の一部が改正され、従来の基本選挙人名簿と補充選挙人名簿を廃止し、永久選挙人名簿を採用することになりました。このため六月二十日現在で、永久選挙人名簿を作成するための全国一斉調査が行なわれました。市選挙管理委員会ではこの調査に基づいて、これまでの基本選挙人名簿と補充選挙人名簿を修正し、永久選挙人名簿を修正し、また禁固以上の刑に服した者は除かれ、また禁固以上の刑に服した者は除かれます。

農地報償の請求

受付期限は本年度中です

戦後の農地改革で農地を買取った旧地主に対して、国が報償することになったいわゆる農地報償については、昨年八月一日から請求を受け付けていますが、受付期限は本年の三月三十一日までです。請求書のうち、まだ請求書を出していない方は、至急農政課へ提出してください。

戦没者の妻から

国庫債券を買い上げ

戦没者の妻に対し、国では本年度も昨年同様、特別給付国庫債券の買い上げを行なうことになりました。次の事項に該当される方は、市福祉事務所へ申し込んでください。

▽対象者
①生活保護法第十一条に規定する生活保護を受けている者。②その保護を受けていないが、保護を要する状態に陥る恐れのある者。
▽申し込み
昭和四十二年三月までに、福祉事務所へ申し込んでください。

申請書は福祉事務所にあります。なお、おまひ市社会福祉協議会共催による戦没者一周年平和祈念祭開催者希望者が八月五日、前橋法教会の協力をより妙安寺において行なわれ五百余柱の霊が慰められました。

けいりん	8月 26・27・28
	9月 9・10・11

区分	反当り
1町以下	2万円
2町以上3町以下	1万円
3町以上4町以下	6千円
4町以上5町以下	2千円

巡回内職相談

九月の巡回内職相談を、次のとおり行ないます。

- △六日 緑公民館 南橋公民館
 - △十三日 元総社公民館
 - △二十日 東公民館
 - △二十七日 東公民館
- 時間は午前十時から午後三時までです。
- なお、市内職公民館業務所(労働会館内)へおいでなれば、いつでも相談に応じています。

法律相談

九月の法律相談は、九月十七日、二十四日(毎週土曜日)午後一時から中央公民館で行ないます。無料ですが、先着順に限り手続。

心配ごと相談

九月の心配ごと相談は、九月九日、十日、十七日(毎週土曜日)午後一時から四時まで、中央公民館で行ないます。

青少年相談

九月の青少年相談は、九月八日、九日、十日(毎週土曜日)午後一時から四時まで、中央公民館で行ないます。

行政苦情相談

市の苦情相談員による、九月の行政苦情相談は、九月八日、九日、十日、十一日、十二日、十三日、十四日、十五日、十六日、十七日、十八日、十九日、二十日、二十一日、二十二日、二十三日、二十四日、二十五日、二十六日、二十七日、二十八日、二十九日、三十日、三十一日、毎日、県庁内の県道交通協会連合会の会議室で行なっています。

交通相談

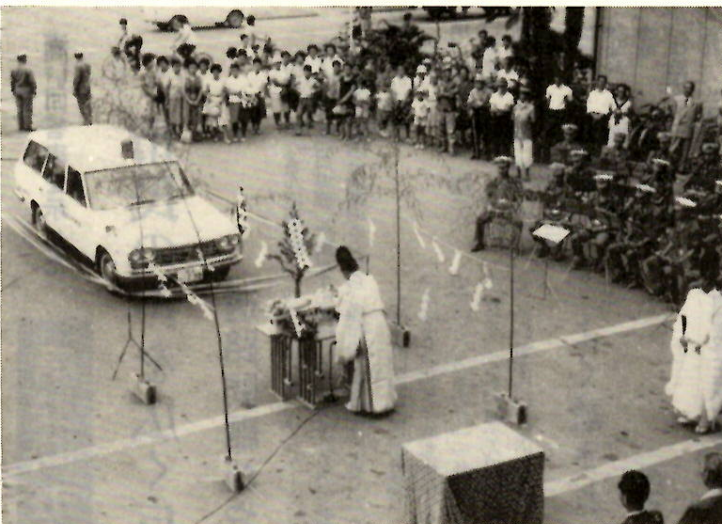
毎日、県庁内の県道交通協会連合会の会議室で行なっています。時間は平日は午前九時から午後四時まで、土曜日は午前九時から午後四時までです。

労働者体育祭

第一回労働者体育祭を、次のとおり行ないます。リクリエーションを主としたもので、調品もたくさんあります。各事業所の労働者もぜひ参加してください。

心配ごと相談

九月の心配ごと相談は、九月九日、十日、十七日(毎週土曜日)午後一時から四時まで、中央公民館で行ないます。



救急車一台が寄贈される

三台で救急体制を強化
市消防署に新しく救急車一台が寄贈されました。これは、住友生命保険会社が同社の創業四十周年を記念して寄贈されたもので、八月十日市役所前で、行なわれた献納式。

企業の合理化を促進するための資金の貸付け
市では中小企業の設備の合理化を促進するため、資金の貸付けを行なっています。ご希望の方は、商工課課長に申し込んでください。

1. 受付期間
九月一日から九月三十日まで
2. 対象となる設備
機械器具、おみせ装置のみ
3. 貸付けを受けられる者
資本金又は出資額五百円以下で、一年以上事業を営んでいる従業者五百人以上の中小企業者及び協同組合
4. 連帯保証人
市内に居住し、貸付金の債務が履行される能力がある者二名以上
5. 貸付金について
貸付金は一企業五百円以内、ただし特別承認を得た場合は五百円以内で設備額の半額まで、返済は二年間、四年間等償還
6. 利率
年四分五厘
7. その他不明の際は、商工課業務課にお問合せ下さい。

アメリカシロヒトリ
みつけたい連絡を
八月月中旬から九月にかけて、ア

季節の話題
台風への心配
八月から九月末までは、二つや三つの大きな台風がくるものと警戒しなければなりません。日本全体からみれば、八月に上陸する台風が最も多く、とくに西日本に上陸しています。とくに八月下旬から九月にかけては東日本に上陸する傾向があるようです。

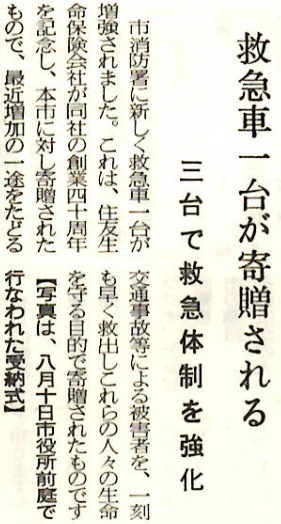
台風対策については、どこもこの家庭でも十分研究されていることでしょうか、いっしょにたいせつな殺すのが最も効果があります。薬剤散布の場合は、デュラレックス五百倍液を使用します。

また、アメリカシロヒトリと間違えられるものに、コウモリエダシヤクがあります。この虫は黒色で黄色のしまがあり、マサキに発生します。見つけたら焼き殺すようにしてください。

市内散歩
天川並木の松並木
俗に「天川の松並木」と呼ばれていますが、広瀬川を境として天川大馬場になるので、正しくは「天川大馬場の松並木」と言うべきです。

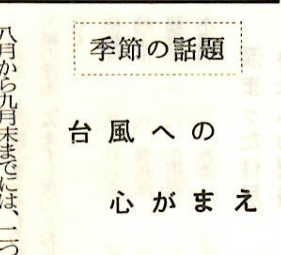
天川町の東端天橋を渡って間もなく、雨無妙法蓮華寺の供養塔があり、ここから天川大馬場の松並木が延長は約一キロもあろうかと。老松が両側に並ぶなすところ、とくに、片栗のとうとうとあり、如何にも昔をしのぶのにふさわしい風景です。

伝説では、酒井権五郎(さか)が、この地方に梨が栽培されるようになったのは、関口長左衛門(和)のために、菅田住宅が建てられ、天川大馬場の松並木



写真ニュース

市民講座開催中
市民講座開催中、一般市民を対象として開かれています。次回(八月十八日)地域開発における市民参加方法(磯村英二)最終回は「二百」アンテナ(山口)、「羽仁進」⑨第一回(下)中学校総合体育大会 九日開会式が敷島グラウンドで開かれ、市内のよひの仲よしなるようにと両毛商事株式会社を通じて中央児童遊園に存託、頭を寄贈していただきました。



9月の灰不燃物収集日

日	収集地域
1日	石倉町 古市町 元総社町 朝日が丘町 光が丘町
2日	駒形町 天川大馬場町 野中町 西片貝町 日吉町 下目(一部) 若宮町 一、二、三、四丁目 清王寺町の一部 国領町の一部 日吉町 一、三、四丁目 目(一部) 33才川町の一部 大友町 鳥羽町
3日	若宮町 一、二、三、四丁目 清王寺町の一部 国領町の一部 日吉町 一、三、四丁目 目(一部) 33才川町の一部 大友町 鳥羽町
4日	若宮町 一、二、三、四丁目 清王寺町の一部 国領町の一部 日吉町 一、三、四丁目 目(一部) 33才川町の一部 大友町 鳥羽町
5日	国領町 一、二丁目(旧国領町) 若宮町 一、二丁目(旧国領町) 若宮町 三、四丁目(旧国領町)
6日	岩神町 一、二、三、四丁目(一部) 3738岩神町の一部 昭和三、四丁目(一部) 37岩神町の一部 南橋町 青柳団地
7日	緑が丘町 荒牧団地
8日	城東町 一、二、三、四丁目(一部) 旧赤松町 諏訪町 2728二毛町の一部 中央部
9日	中央部
10日	田中町 相模町 連宅 中央部 江木団地 後園住宅
11日	石倉町 古市町 朝日が丘町 光が丘町 元総社町 4647六供町 上佐賀住宅 市 4647六供町 上佐賀住宅 之坪町 宗南分町
12日	市 4647六供町 上佐賀住宅 之坪町 宗南分町
13日	新町 中川町 百軒町 大塚町 片貝町 曲輪町 北曲輪町 南曲輪町 石川町
14日	曲輪町 北曲輪町 南曲輪町 石川町
15日	若宮町 一、二丁目(旧国領町) 若宮町 三、四丁目(旧国領町) 若宮町 一、二丁目(旧国領町)
16日	若宮町 一、二丁目(旧国領町) 若宮町 三、四丁目(旧国領町) 若宮町 一、二丁目(旧国領町)
17日	若宮町 一、二丁目(旧国領町) 若宮町 三、四丁目(旧国領町) 若宮町 一、二丁目(旧国領町)
18日	若宮町 一、二丁目(旧国領町) 若宮町 三、四丁目(旧国領町) 若宮町 一、二丁目(旧国領町)
19日	若宮町 一、二丁目(旧国領町) 若宮町 三、四丁目(旧国領町) 若宮町 一、二丁目(旧国領町)
20日	若宮町 一、二丁目(旧国領町) 若宮町 三、四丁目(旧国領町) 若宮町 一、二丁目(旧国領町)
21日	若宮町 一、二丁目(旧国領町) 若宮町 三、四丁目(旧国領町) 若宮町 一、二丁目(旧国領町)
22日	若宮町 一、二丁目(旧国領町) 若宮町 三、四丁目(旧国領町) 若宮町 一、二丁目(旧国領町)
23日	若宮町 一、二丁目(旧国領町) 若宮町 三、四丁目(旧国領町) 若宮町 一、二丁目(旧国領町)
24日	若宮町 一、二丁目(旧国領町) 若宮町 三、四丁目(旧国領町) 若宮町 一、二丁目(旧国領町)
25日	若宮町 一、二丁目(旧国領町) 若宮町 三、四丁目(旧国領町) 若宮町 一、二丁目(旧国領町)
26日	若宮町 一、二丁目(旧国領町) 若宮町 三、四丁目(旧国領町) 若宮町 一、二丁目(旧国領町)
27日	若宮町 一、二丁目(旧国領町) 若宮町 三、四丁目(旧国領町) 若宮町 一、二丁目(旧国領町)
28日	若宮町 一、二丁目(旧国領町) 若宮町 三、四丁目(旧国領町) 若宮町 一、二丁目(旧国領町)
29日	若宮町 一、二丁目(旧国領町) 若宮町 三、四丁目(旧国領町) 若宮町 一、二丁目(旧国領町)
30日	若宮町 一、二丁目(旧国領町) 若宮町 三、四丁目(旧国領町) 若宮町 一、二丁目(旧国領町)
31日	若宮町 一、二丁目(旧国領町) 若宮町 三、四丁目(旧国領町) 若宮町 一、二丁目(旧国領町)